

代表者氏名 松尾 達弘
事務所所在地 熊本県荒尾市荒尾 4110
免許証番号 熊本県知事(1)第4285号
免許年月日 平成14年10月21日

熊本県公告第464号

相良村長職務代理者高田義弘から認可の申請があった四浦地区(晴山工区)の換地計画については、平成17年5月31日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができる。

平成17年6月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成17年6月9日から
平成17年7月6日まで
- 2 縦覧の場所 相良村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 精算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登載依頼**熊本県公安委員会告示第20号**

平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第7号(道路交通法第108条の2第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第8号の2、第11号、第12号及び第13号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、平成17年6月8日から施行する。

平成17年6月8日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

2の表中「大字木柑子」を「木柑子」に、「菊池郡泗水町大字吉富」を「菊池市泗水町吉富」に、「阿蘇郡」を「阿蘇市」に改める。

4の表中「大字木柑子」を「木柑子」に改める。

5の表中「大字木柑子」を「木柑子」に、「菊池郡泗水町大字吉富」を「菊池市泗水町吉富」に、「阿蘇郡」を「阿蘇市」に改める。

7の表中「阿蘇郡」を「阿蘇市」に、「矢部町」を「山都町」に改める。

10の表中「大字木柑子」を「木柑子」に、「菊池郡泗水町大字吉富」を「菊池市泗水町吉富」に、「阿蘇郡」を「阿蘇市」に、「矢部町」を「山都町」に、「下益城郡松橋町大字両仲間」を「宇城市松橋町両仲間」に改める。

熊本県公安委員会告示第21号

平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第8号(熊本県道路交通規則第42条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、平成17年6月8日から施行する。

平成17年6月8日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

1の表中「大字木柑子」を「木柑子」に、「菊池郡泗水町大字吉富」を「菊池市泗水町吉富」に、「阿蘇郡」を「阿蘇市」に改める。

熊本県公安委員会告示第22号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成17年6月8日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
中球磨モータースクール 球磨郡あさぎり町免田西381番地 牟田 頼雄	中球磨モータースクール 球磨郡あさぎり町免田西381番地	初心運転者講習	代表者の氏名	牟田 絢子	平成16年10月1日
中央自動車学校 熊本市坪井六丁目10番1号 松任 道福	中央自動車学校 熊本市坪井六丁目10番1号	初心運転者講習	代表者の氏名	松任 登	平成16年11月19日
阿蘇自動車学校 阿蘇郡一の宮町大字宮地4507番地の3 田中 正友	阿蘇自動車学校 阿蘇郡一の宮町大字宮地4507番地の3	初心運転者講習	住所及び事務所の所在地	阿蘇市一の宮町宮地4507番地3	平成17年2月11日
菊池自動車学校 菊池市大字木柑子1427番地 岩崎 淳一	菊池自動車学校 菊池市大字木柑子1427番地	初心運転者講習	住所及び事務所の所在地	菊池市木柑子1427番地	平成17年3月22日
城北自動車学校 菊池郡泗水町大字吉富300番地の39 福村 優子	城北自動車学校 菊池郡泗水町大字吉富300番地の39	初心運転者講習	住所及び事務所の所在地	菊池市泗水町吉富300番地39	平成17年3月22日

熊本県公安委員会告示第23号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同規則第

7条第2項の規定により告示する。

平成17年6月8日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

名称、住所及び 代表者の氏名	使用する施設の 名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
中球磨モータースク ール 球磨郡あさぎり町免 田西381番地 牟田 頼雄	中球磨モータースク ール 球磨郡あさぎり町免田 西381番地	代表者の 氏名	牟田 絢子	平成16年10 月1日
中央自動車学校 熊本市坪井六丁目10 番1号 松任 道福	中央自動車学校 熊本市坪井六丁目10番 1号	代表者の 氏名	松任 登	平成16年11 月19日
豊福自動車教習所 下益城郡松橋町大字 両仲間64番地-1 二俣 勝	豊福自動車教習所 下益城郡松橋町大字両 仲間64番地-1	住所及び 施設の所 在地	宇城市松橋町 両仲間64番地 1	平成17年1 月15日
阿蘇自動車学校 阿蘇郡一の宮町大字 宮地4507番地の3 田中 正友	阿蘇自動車学校 阿蘇郡一の宮町大字宮 地4507番地の3	住所及び 施設の所 在地	阿蘇市一の宮 町宮地4507番 地3	平成17年2 月11日
矢部自動車学校 上益城郡矢部町大字 千滝441番地 梅田 勇二	矢部自動車学校 上益城郡矢部町大字千 滝441番地	住所及び 施設の所 在地	上益城郡山都 町千滝441番 地	平成17年2 月11日
菊池自動車学校 菊池市大字木柑子 1427番地 岩崎 淳一	菊池自動車学校 菊池市大字木柑子1427 番地	住所及び 施設の所 在地	菊池市木柑子 1427番地	平成17年3 月22日
城北自動車学校 菊池郡泗水町大字吉 富300番地の39 福村 優子	城北自動車学校 菊池郡泗水町大字吉富 300番地の39	住所及び 施設の所 在地	菊池市泗水町 吉富300番地 39	平成17年3 月22日

熊本県教育委員会公告第79号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成17年6月8日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成17年6月15日（水）午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 熊本県市町村立学校長の採用について
 - (2) 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について
 - (3) 平成18年度熊本県立特殊教育諸学校高等部入学者選抜について
 - (4) 「県立の義務教育諸学校における平成18年度使用教科用図書の採択基準等」及び「義務教育諸学校における学校教育法第107条の規定による平成18年度使用教科用図書の採択基準」について
 - (5) 平成18年度熊本県立高等学校入学者選抜について
 - (6) 「県立高等学校及び盲・聾・養護学校高等部における平成18年度使用教科用図書の採択基準等」について
 - (7) 熊本県スポーツ振興審議会委員の委嘱について
 - (8) 近代文化功労者顕彰事業の選考委員について
 - (9) 熊本県県立高等学校教育整備推進協議会第4回会議について
 - (10) 教科用図書選定審議会答申について
 - (11) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時00分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - (2) 午後1時20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまでに、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班
(電話 096-383-1111 内線 6616)

熊本県教育委員会告示第4号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第35条第1項の規定により次の文化財を熊本県指定史跡に指定する。

平成17年6月8日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

種別	文化財の名称	所在地	所有者
史跡	大鞘樋門群	熊本県八代郡鏡町大字両出字4番塘開1286番1地先及び熊本県八代郡千丁町古閑出築台北割2975番7地先のうち966㎡の範囲。 備考 地域に関する実測図を熊本県教育委員会、鏡町教育委員会及び千丁町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	鏡町 千丁町

熊本県教育委員会告示第5号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第21条第7項の規定により、平成17年3月23日付けで、次の熊本県指定重要無形文化財の指定及び当該指定に係る保持者の認定を解除する。

平成17年6月8日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

種別	文化財の名称	保持者	住所
重要無形文化財（工芸技術）	三弦の駒と撥制作技術	石井方二（本名 石井政次）	熊本県宇土市本町三丁目58号

正 誤

平成17年5月23日熊本県公告第418号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
2	熊本県公告第418号の2	熊本県公告第418号